

令和2年度会費納入について

1. 算定の基準

均等割、出資又は資本金額割及び組合員数割とし、それぞれ次に掲げる額とする。
(出資又は資本金額及び組合員数は、令和2年4月1日現在を基準とする。)

(1) 均等割 18,000 円

(2) 出資又は資本金額割

区 分 (出資又は資本金額)	金 額
20 万円未満	3,500 円
20 万円 ～ 50 万円未満	6,500 円
50 万円 ～ 100 万円 //	10,500 円
100 万円 ～ 200 万円 //	22,000 円
200 万円 ～ 300 万円 //	33,500 円
300 万円 ～ 400 万円 //	44,000 円
400 万円 ～ 500 万円 //	67,500 円
500 万円 ～ 1,000 万円 //	93,500 円
1,000 万円 ～ 3,000 万円 //	110,000 円
3,000 万円以上	135,500 円

(3) 組合員数割

区 分 (組合員数)	金 額
29 人以下	5,000 円
30 人 ～ 40 人	6,500 円
41 人 ～ 50 人	7,500 円
51 人 ～ 100 人	10,000 円
101 人 ～ 200 人	13,500 円
201 人 ～ 300 人	15,000 円
301 人 ～ 500 人	18,500 円
501 人以上	22,000 円

2. 賦課額の算定

- (1) 次の(2)から(4)以外の会員(以下「事業協同組合等」という。)は、均等割に出資又は資本金額割及び組合員数割を加えた額とする。
- (2) 企業組合、協業組合及び会社は、均等割に出資又は資本金額割を加えた額とし、非出資の商工組合及び生活衛生同業組合は、均等割に組合員数割を加えた額とする。
- (3) 協同組合連合会及び商店街振興組合連合会は、一律5万円とする。
- (4) 賛助会員(社団法人等本会の趣旨に賛同するもの)は、10万円以内とし、個別に会長が決定する。
- (5) 新たに加える組合に対しては、上記のほかに加入時において一律10万円の入会金を賦課する。

3. 納入方法

- (1) 会費は、上記により算定した額を通常総会終了後に請求する。
- (2) 会費は、全額を一括して納入する。

4. 特例措置

新型コロナウイルスの感染拡大により事業に大きな影響が生じている会員に対しては、次のとおり会費を減額する特例措置を講じる。

(1) 対象

事業協同組合等、企業組合、協業組合、会社、商工組合、生活衛生同業組合、協同組合連合会及び商店街振興組合連合会であって、令和2年1月から6月までの6か月間の事業収入(賦課金、使用料・手数料、売上高など経常的なものに限る。)が前年同期に比して著しく減少している会員。

(2) 減額の対象要件と措置

事業収入の減少割合(前年同期比)	会費の減額割合
20%以上 30%未満	20%
30%以上 50%未満	30%
50%以上	50%

(3) 減額の手続き

別に定める要綱に基づき、本会に対し書面により会費の減額を申請して、承認を得るものとする。

令和2年度会費減額特例措置要綱

(通則)

第1条 会費減額の特例措置については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の自粛等より、事業収入に大きな影響を受けている会員組合等に対して、会費減額の特例措置を講じることにより、財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(減額対象者)

第3条 減額の特例措置の対象となる者は、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、生活衛生同業組合、協同組合連合会、商店街振興組合連合会及び会社であつて、令和2年1月から6月までの6か月間の事業収入が前年同期に比して著しく減少している会員とする。

(対象要件と減額割合)

第4条 減額の対象要件及び減額割合は次のとおりとする。

事業収入の減少割合（前年同期比）	会費納入算定基準に基づく会費の減額割合
20%以上 30%未満	20%
30%以上 50%未満	30%
50%以上	50%

2 減額割合に基づく算出額については、100円未満の端数は切り捨てとする。

(減額申請)

第5条 減額の申請期間は、令和2年7月17日から令和2年8月31日までとする。

(申請方法)

第6条 申請者は、申請期間内に、様式第1による会費減額特例措置申請書に、本会が定める必要な情報（第7条）及び証拠書類（第8条）を添付して申請を行うものとする。

(申請に係る情報)

第7条 本会が定めた様式(様式第1-1)のとおり、次に掲げる情報を提出するものとする。

- (1) 法人名
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 担当者
- (5) 連絡先
- (6) 法人種別
- (7) 組合員数 ※
- (8) 出資又は資本金額 ※
- (9) 設立年月日
- (10) 会費の算出基礎額
- (11) 事業収入(賦課金、使用料・手数料、売上高など経常的なものに限る。)

※ 当会に提出した議案書(令和元年度)に記載の数字とすること。

(証拠書類)

第8条 減額申請には、申請に係る情報のほか、申請内容を証明する次の書類を提出するものとする。

- (1) 確定申告書別表一の写し(收受日付印が押印されたもの。)及び法人事業概況説明書の写し(平成31年1月から6月までの各月の事業収入が記載されたもの)
- (2) 令和2年1月から6月までの事業収入の元帳の写し
- (3) その他本会が必要と認める書類

(申請後手続き)

第9条 申請書類の提出があったときは、第4条に基づき内容の確認を行った後、可否について様式第2により申請者に通知するものとする。

2 減額が妥当と認められる対象者には、あわせて減額の会費請求を同封する。

附 則

この要綱は令和2年7月17日より施行する。

改正 令和2年7月29日

様式第1

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

会員の名称
代表者役職・氏名

㊞

令和2年度会費減額特例措置申請書

令和2年度会費減額特例措置要綱第6条の規定により、会費減額の特例措置を受けたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 会費減額算定調書（様式第1-1）
2. 証拠書類
 - （1）確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し
 - （2）令和2年1月から6月までの事業収入の元帳の写し

会費減額算定調書

申請者情報	法人名	
	所在地	
	代表者	
	担当者	
	連絡先	TEL :
	法人種別	
	組合員数	人
	出資又は資本金額	円
	設立年月日	

当初会費賦課額	均等割	円
	出資又は資本金額割	円
	組合員数割	円
	※協同組合連合会、商店振興組合連合会	円
	計	円

(A)

事業収入対比	平成31年 1月～6月事業収入 ①	円
	令和2年 1月～6月事業収入 ②	円
	前年からの減少割合 [(1-②)÷①]×100]	%

(B)

減額会費賦課額	減額割合 (B)の減少割合 [<ul style="list-style-type: none"> ・ 20%以上30%未満 → 0.2 ・ 30%以上50%未満 → 0.3 ・ 50%以上 → 0.5]	
	算出額 (A) × (C) ※100円未満切り捨て	円
	特例措置額 (A) - (D)	円

(C)

(D)